

# 10月から通知開始

いケースなどが考えられ、社会保険、②税、③災害対策の3つの分野の分野のうち、①の社会保険分野で一般企業に關連する事務においてマイ

取れない場合は差出人へ戻されてしまいます

通知または公表する必要と、本人から直接書面に記載されたマイナンバーを取得する場合、あらかじめ本人に明示する必要があります。そうすると、②の税分野で集めたマイナンバーを①の社会保障分野でそのまま使用すると、利用目的が異なるため、利用目的の変更をしなければなりません。しかし、それでは二度手間となってしまいます。マイナンバー取得時に、複数の利用目的をまとめて明示することが可能なので、最初に

第1回から第4回まで、マイナンバー制度の法律の概要について、弁護士の影響博康氏が解説がありました。第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

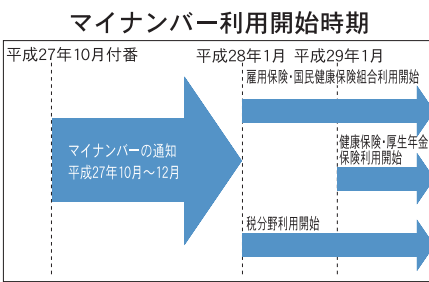
第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。

第5回から第7回は、マイナンバー法の社会保障関連を中心とした、注意点を社会保険労務士の視点から解説いたします。



利用目的は、まとめて提示

取得する時に雇用保険 AN通知と併せて、利用目的を記載した書類を、ご家族にも提示する必要があります。今年の年末調整の案内とあわせて、マイナンバーの利用目的の通知などを行います。